

授權契約書は、貴殿と当会の約束事をまとめている重要な書類となります。また、当会が貴殿から授權を受けるためには必要な書類ともなります。

授權契約書における「甲」というのが貴殿になります。「乙」というのが当会になります。以下のとおり、第1条から第11条までにて費用などの取り決めも記載されています。

第1条（事件等の表示と受任の範囲）

※ 当会にご依頼いただく内容等です。

第2条（甲の承諾事項）

※ 契約に際してご了承いただきたいことです。

第3条（費用及び報酬）

※ 手続きに要する費用等についてです。

第4条（費用及び報酬の支払時期・方法等）

第5条（費用及び着手金を支払わない場合の措置）

※ 万が一費用等のお支払いがなかった場合の当会の対応についてです。

第6条（相手方からの回収、分配等）

※ 相手方からお金を回収できた場合の当会が行う処理等についてです。

第7条（遵守事項）

※ 契約中に貴殿と当会が相互に守るべき内容です。

第8条（解除に関する事項）

第9条（解除に伴う精算等）

第10条（個人情報取り扱い）

第11条（特約）

非常に細かく、わかりにくいところもあるかと思いますが、きちんとお読みいただき、ご理解・ご納得されましたら、授權契約書の末尾の【甲（本契約の「委託者」）】における住所、氏名、その他の記載事項をご記入の上、押印し、ご提出ください。

なお、分配金があった場合の振込先となる口座については、必ず、貴殿名義の口座をご記入ください。

仮に、よく分からないところがあるなど、疑問点がありましたら、ご遠慮なく、下記の連絡先までご連絡ください。

《 連絡先 》

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

電 話 048-844-8972（平日の午前10時～午後4時）

※ 留守番電話になっている場合があります。お手数ですがおかけ直しいただくか、受付情報フォームにご記入ください。

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/provide/index.html>